

昭和二十七年政令第四百十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令

内閣は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）第四條第一項、第十一條第四項、第十二條第一項、第十四條第二項及び附則第六項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（使用認定申請書又は収用認定申請書の添付書類）

第一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（以下「法」という。）第四條第一項の規定による政令で定める書類は、左に掲げるものとする。

- 一 使用し、又は収用しようとする土地等の調書及び図面
二 使用し、又は収用しようとする土地等の全部又は一部が土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四條に規定する土地等であるときは、当該土地等の調書及び図面並びに当該土地等の管理者の意見書
三 使用し、又は収用しようとする土地等の全部又は一部の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書

2 前項第一号及び第二号に規定する土地等の調書の様式は、防衛省令で定める。

第一条の二 法第七條第二項の規定による土地等の調書及び図面の縦覧の手続は、市町村（都特別区の存する区域にあつては特別区。以下同じ。）ごとに、当該市町村の区域内の適当な場所において行なうものとし、その縦覧に供すべき土地等の調書及び図面は、前条第一項第一号の調書及び図面のうち当該市町村に係る部分とする。

（利得金の延納）
第二条 地方防衛局長は、法第三條第三項の規定により利得を納付させようとするときは、納

Table with 2 columns: 付すべき金額及び納付期限を当該建物の所有者に通知しなければならない。 and 読み替えられる字読み替える字句

Table with 2 columns: 第五條の規定によつて同条に掲げる権利 and 土地

Table with 4 columns: 同項に規定する事、駐留軍、土地等、土地等

附 則（平成二十一年一月二日政令第三五九号）
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年六月七日政令第三〇三号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成二十四年五月二十九日政令第一八四号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、土地収用法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年七月十日）から施行する。

附 則（平成二十四年七月五日政令第二四八号）抄
（施行期日）

1 この政令は、土地収用法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三号）の施行の日（平成十四年七月十日）から施行する。

附 則（平成一八年二月一日政令第一四号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年一月四日政令第三号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附 則（平成一九年八月二〇日政令第二七〇号）

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。